

5 東彼杵町告示第69号

東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年7月3日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付要綱の一部を改正する告示

東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付要綱（令和4年告示第110号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(応援金対象者)</p> <p>第2条 応援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれも満たす者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の12月31日時点において、東彼杵町に住民票を有し、隣接市町（川棚町、大村市、嬉野市）を除く町外の事業所に月<u>15</u>日以上通勤している者</p> <p><u>ただし、隣接市町の事業所に通勤している場合で、自宅から営業所までの距離が通常使用する経路で片道15キロメートル以上である者は対象とする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(応援金の額)</p> <p>第3条 応援金の対象期間は、当該年の1月1日から12月31日までのうち東彼杵町に住民票を有し遠距離通勤をしている期間とし、<u>月15日以上遠距離通勤した月数に対し月額8,000円を交付する。</u></p> <p><u>様式第1号（第4条関係）</u></p> <p>(略)</p>	<p>(応援金対象者)</p> <p>第2条 応援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれも満たす者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の12月31日時点において、東彼杵町に住民票を有し、隣接市町（川棚町、大村市、嬉野市）を除く町外の事業所に月<u>平均</u>15日以上通勤している者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(応援金の額)</p> <p>第3条 応援金の対象期間は、当該年の1月1日から12月31日までのうち東彼杵町に住民票を有し遠距離通勤をしている期間とし、<u>応援期の額は</u></p> <p><u>月額8,000円とする。</u> <u>ただし、対象期間の開始月については、要件を満たした日が月の半分に満たない場合は翌月からとする。</u></p> <p><u>様式第1号（第4条関係）</u></p> <p>(略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。